

**確定申告期間は
2/16(木)~3/15(水)です**

所得税・住民税申告の時期が近づいてきました。申告した内容は、市・道
民税(住民税)だけでなく、国民健康保険税や後期高齢者医療保険料・介
護保険料・各種手当を計算する上での基礎資料となりますので、忘れずに
申告しましょう。

申告が必要な方

- ◆ **年末調整をしていない**
年の途中で退職し、その後勤めていない方。年の途中で退職し、再就職した事業所で前職分を含めて年末調整をしていない方など。
- ◆ **医療費を自分自身や家族のために支払った**
H28/1/1~12/31に支払った医療費から、高額療養費や生命保険などの入院費給付金、出産育児一時金などを差し引いた額が、10万円または所得の5%のいずれか少ない金額を上回る場合は、上回った金額を医療費控除として所得から控除することができます。
※税金を計算する上での所得控除ですので、支払った医療費が戻ってくるものではありません
- ◆ **家を新築や購入、増改築した**
平成28年中に入居した方で、一定の要件を満たす場合において、借入金などの年末残高の合計額を基に計算した金額を所得税額から控除することができます。
初年度は札幌北税務署で確定申告してください。
※平成28年以前に入居しており、2年目以降の方は税務署から発行されている「給与所得者の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除申告書」を添付してください
- ◆ **生命保険などの満期返戻金などがあつた**
受け取った保険金の総額から、払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が50万円を超える場合はその2分の1が一時所得となりますので、申告が必要です。
- ◆ **個人年金保険の給付金があつた**
受け取った給付金の総額から払い込んだ保険料などの金額を差し引いた金額が雑所得となりますので、申告が必要です。
- ◆ **自営業、家賃・地代収入、土地・建物・株などの譲渡収入があつた**
札幌北税務署で確定申告をしてください。保険の外交員や検針人などの家内労働者などは、報酬から差し引く必要経費として65万円まで認められる特例があります。
- ◆ **非課税収入(障害年金、遺族年金、労災保険、失業等給付など)のみで生活している**
石狩市国民健康保険・介護保険に加入している方、障害者総合支援法の各種福祉サービスを受けている方、市営住宅に入居している方などは、市・道民税(住民税)申告が必要です。

申告に必要なもの

※必要書類を全てそろえてお越しください

印鑑(認め印)、源泉徴収票の原本、マイナンバーカード(マイナンバー通知カード)のほか、控除ごとに以下の書類が必要です。

各種控除など	必要な書類など
生命保険料控除	・生命保険料控除証明書(一般用、個人年金用、介護医療用)
地震保険料控除	・地震保険料控除証明書 ・平成18年末までに締結した長期損害保険の控除証明書
社会保険料控除	・国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、任意継続健康保険料の領収書 ・国民年金保険料を納付している方は「国民年金保険料控除証明書」
障害者控除	・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳 ・障害者控除対象者認定書(介護保険の要介護認定のみでは対象になりませんので、高齢者支援課にご相談ください)
医療費控除	・医療費の領収書(医療費の合計金額を計算して持参してください。高額療養費や入院費給付金、出産育児一時金などは支払った医療費から差し引かれますので、その合計金額も計算してください)
住宅借入金等特別控除	・年末残高証明書 ・税務署から交付されている「住宅借入金等特別控除申告書」 ※初めて当該控除を受ける方は札幌北税務署で申告してください ※当該控除を受けるのが2年目以降の方に限りです
還付金が発生する方	・本人名義の振込先口座の分かるもの(預金通帳など)

確定申告書を自分で作成される方は・

各種用紙を市役所1階コピーに用意していますのでご利用ください。国税庁HPからも申告書を作成できます。

- ◎札幌北税務署へ郵送または持参してください。
〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1
- ◎市役所1階15番窓口へ引き継ぐための箱を用意していますが、税務署へ引き継ぐ時期が不定期のため、お急ぎの方は直接税務署へ郵送または持参してください。

国税電子申告・納税システム **e-Tax** イータックス をご利用ください

所得税などの国税をインターネットで申告・納税できるシステムです。「e-Tax」を利用するにはマイナンバーカードが必要になり、電子証明の登録やICカードリーダライタの購入などの事前準備が必要です。詳しくは国税庁HPをご覧ください。

問合せ ☎0570-01-5901 ※平日9時~17時

問合せ・ご相談

- ◎ **申告や住民税の課税について**
税務課市民税担当 ☎72-3119
- ◎ **確定申告全般・所得税の還付について**
札幌北税務署 ☎011-707-5111
〒001-0031 札幌市北区北31西7・3・1
- ◎ **国民健康保険税について**
国民健康保険課課賦課・資格担当 ☎72-3123
- ◎ **後期高齢者医療保険料について**
国民健康保険課障がい者・高齢者医療担当 ☎72-3125
- ◎ **障害者控除認定書・介護保険料について**
高齢者支援課 ☎72-6121
- ◎ **障害者手帳などについて**
障がい支援課 ☎72-3194
- ◎ **国民年金保険料の控除証明書・公的年金等の源泉徴収票などについて**
日本年金機構 札幌北年金事務所
☎011-717-4133 札幌市北区北24西6
- ◎ **給与所得の源泉徴収票の交付・再発行**
お勤めしている(していた)事業所
- ◎ **国税庁HP** <http://www.nta.go.jp>

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入について

平成28年1月から社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)が導入されました。税分野では申告書や法定調書など税務署に提出する税務関係書類にマイナンバー・法人番号を記載することによって、税務行政の効率化および納税者サービスの向上などが期待されています。

平成28年分以降の確定申告において、初年度の住宅借入金特別控除等の手続きをする際に住民票の写しの添付が不要となりました。

問合せ 内閣官房「社会保障・税番号(マイナンバー)制度」HP
<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/index.html>



今回からマイナンバーが必要です

所得税・住民税の申告 始まり

税務署での確定申告

日時 2/16(木)～3/15(水)9時～17時(土・日曜休み)
場所 札幌北税務署(札幌市北区北31西7・3・1)

ご注意ください!

※日曜の2/19・26も受け付けます
※期間中は駐車場が大変混雑するため、公共交通機関をご利用ください。期間内に限り特設会場を設置しています

税理士による無料申告相談

日時 1/30(月)～2/9(木)9時～17時(土・日曜休み)
16時受付終了
場所 北海道経済センター8階Aホール(札幌市中央区北1西2)
対象 年金を受給されている方のみ
※駐車場はありません
※北海道税理士会の協力により運営しています

市主催の申告受付

受付できる収入 → 給与・年金収入、一時所得のみ

受付できない収入(税務署で申告してください) → ①源泉徴収票のない給与収入がある方 ②営業や請負などの事業収入のある方
③不動産収入のある方 ④報酬のある方 ⑤土地、株などの譲渡所得のある方
⑥初年度の住宅借入金等特別控除を受ける方

	受付日	場所	受付時間	番号札配布時間
出張受付期間	1/25(水)～30(月) ※土・日曜除く。原則、この期間内に案内はがきを差し上げている方が対象	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時30分 午後の部 13時～16時	8時30分 11時30分
	2/1(水)～3(金)	花川北コミセン(花川北3・2)	午前の部 9時20分～11時30分 午後の部 13時～16時	9時 11時30分
	2/6(月)	八幡コミセン(八幡2・332)	午前の部 9時45分～11時30分	9時15分
	2/7(火)	親船会館(親船町60・7)	午後の部 13時～16時	11時30分
	2/8(水)～10(金)	花川南コミセン(花川南6・5)	午前の部 9時20分～11時30分 午後の部 13時～16時	9時 11時30分
	2/13(月)～3/15(水) ※土・日曜除く	市役所1階ロビー(花川北6・1)	午前の部 9時～11時30分 午後の部 13時～16時	8時30分 11時30分

ご注意ください!

※2/1(水)～10(金)は、市役所ロビーでの受付ができません。また、出張受付では平成28年分のみでの申告となります
※2/13(月)～3/15(水)の間、厚田区と浜益区の各支所でも申告を受け付けています(土・日曜除く)
※平成28年度市・道民税申告(住民税申告)を行った方には市から「案内はがき」を送付していますが、所得税の確定申告をされた方には送付していません。なお「案内はがき」がなくても申告できます

平成28年の主な税制改正 三世同居に対応した住宅リフォームに係る特例

自己の有する家屋に三世同居対応改修工事を行い、H28/4/1～H31/6/30までの間に居住の用に供したときは、次のいずれかの要件を満たすことにより税額控除を受けることができる制度が導入されました。詳しくは税務署にお問い合わせください。

1. リフォームをローンで行う場合の要件など

対象となる工事

- ①所有する居住用の家屋について行う「キッチン」「浴室」「トイレ」「玄関」のいずれか2種類以上を増設する工事。
- ②その工事費用の合計額が50万円を超えるもの。補助金の交付がある場合には控除後の金額で判断します。

住宅ローンなどの要件

- ①償還期間が5年以上で三世同居改修工事などに充てるために借り入れたもの。

2. リフォームをローンなしで行う場合の要件など

対象となる工事

- ①所有する居住用の家屋について行う「キッチン」「浴室」「トイレ」「玄関」のいずれか2種類以上を増設する工事。
- ②その工事費用の合計額が50万円を超えるもの。補助金の交付がある場合には控除後の金額で判断します。

3. 注意点

- ①申告の際に、控除に関する明細書、三世同居改修工事が行われた家屋である旨を証する書類・登記事項証明書などの書類の添付がある場合に限り適用されます。
- ②住宅借入金等特別控除を受けている場合は適用されません。
- ③初年度は税務署での手続き・申告が必要です(2年目以降は市役所でも受付可)。

400万円以下の年金収入の方は確定申告不要? でも住民税の申告は必要!

■確定申告が不要な場合

公的年金などの収入金額の合計額が400万円以下で、かつ、公的年金などに係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合、所得税および復興特別所得税の確定申告は不要です。

ただし、この場合であっても、源泉徴収された税額の還付を受けるためには確定申告が必要です。

■確定申告は不要でも、市・道民税(住民税)の申告が必要な場合

下記の条件にあてはまる方は市・道民税(住民税)の申告が必要です。

申告を行わない場合、翌年度の市・道民税(住民税)が高くなる可能性がありますのでご注意ください。

1. 公的年金などに係る雑所得以外の所得が20万円以下である場合
2. 生命保険料、医療費などの控除追加がある場合
3. 「公的年金等の源泉徴収票」に記載されている項目(本人、控除対象配偶者の有無など、控除対象扶養親族の数、障害者の数)に変更がある場合
4. 年金から国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料の引き去りが行われている以外にご自身で納付または口座振替されている社会保険料控除の追加がある場合